

ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について

資料2 - 1

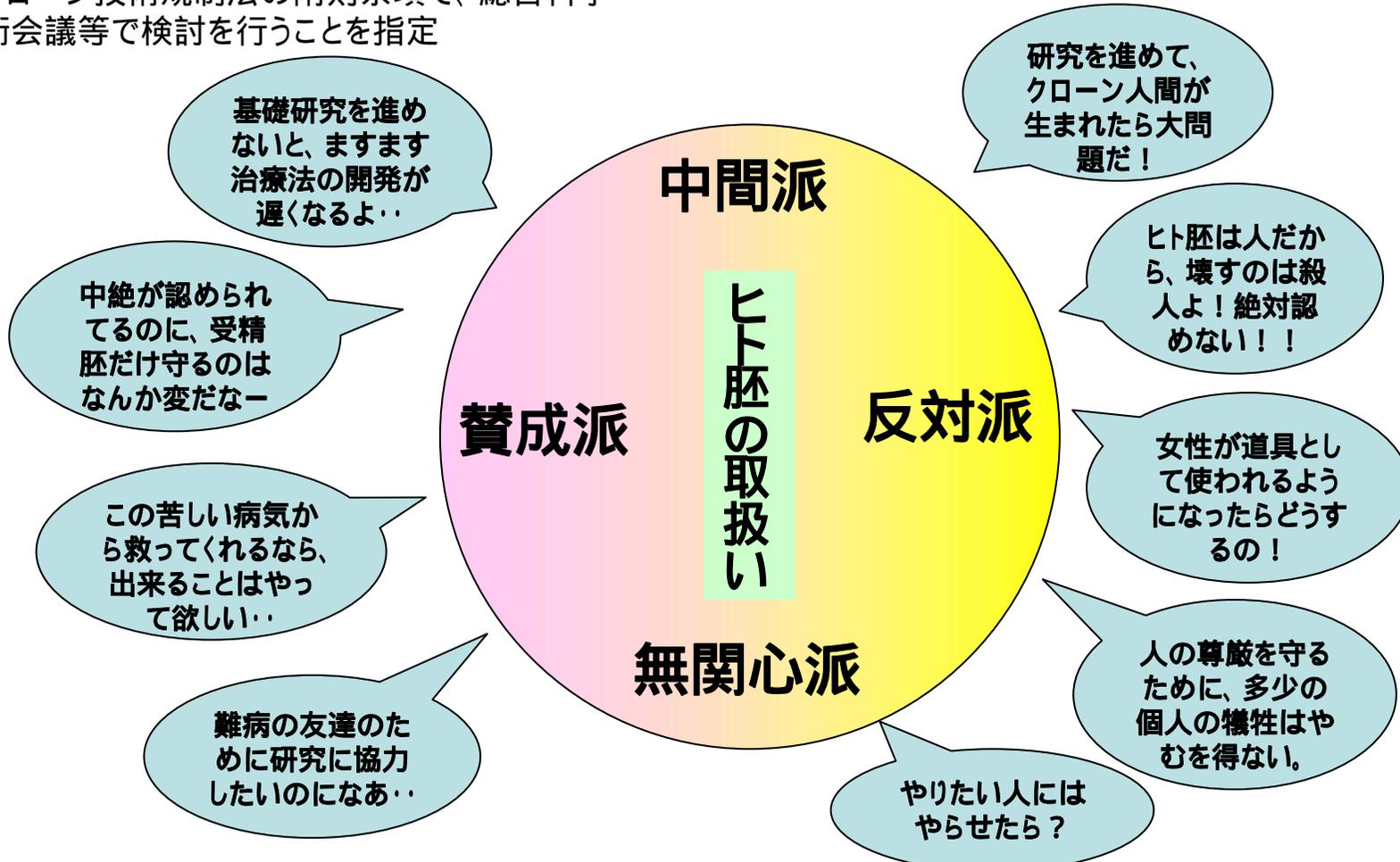
平成16年7月23日

生命倫理専門調査会における検討の目的

クローン技術規制法でクローン個体の作成と特定胚の作成を規制

クローン技術規制法の附則条項で、総合科学技術会議等で検討を行うことを指定

ヒト胚についての考え方は一様でなく、それぞれの立場ごとの多様な考え方が存在する。



ヒト胚の取扱いについての様々な意見に答えられる社会規範の必要性

生命倫理専門調査会における議論の流れ



ヒト胚の取扱いに関する 基本的考え方

基本理念

ヒト胚を「人の生命の萌芽」とする
ヒト胚の取扱いの基本原則

- ・ヒト胚を損なう取扱いは原則禁止
- ・患者等の基本的人権も守らなければならない（相反事項）
- ・科学的合理性、人への安全性確保、社会的妥当性がある場合のみ容認

基本理念を受けた決定

ヒト受精胚の作成・利用を条件付き
で容認する。

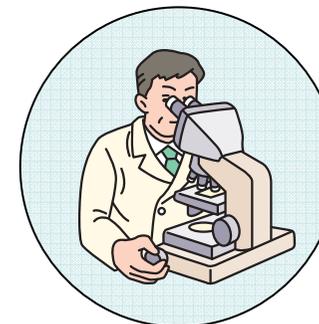
人クローン胚等の基礎研究を極めて
限定された条件の下に容認する
人クローン胚等の基礎研究は、基本
原則を担保する制度的枠組みが準備
された後、開始するとともに、基本
原則が維持されていることの検証を
続ける

社会への影響



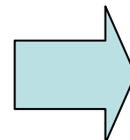
生殖補助医療・生殖補助 医療研究の充実

不妊症や流産に苦しむ患者に
より安全で効果の高い治療法
の提供をめざした研究・医療が
進みます。



有効な治療法の無い疾患の 再生医療基礎研究の開始

治療法が無く苦しむ人々に
光明を与える、拒絶反応の
恐れのない再生医療の基礎
研究が開始されます。



クローン人間の誕生

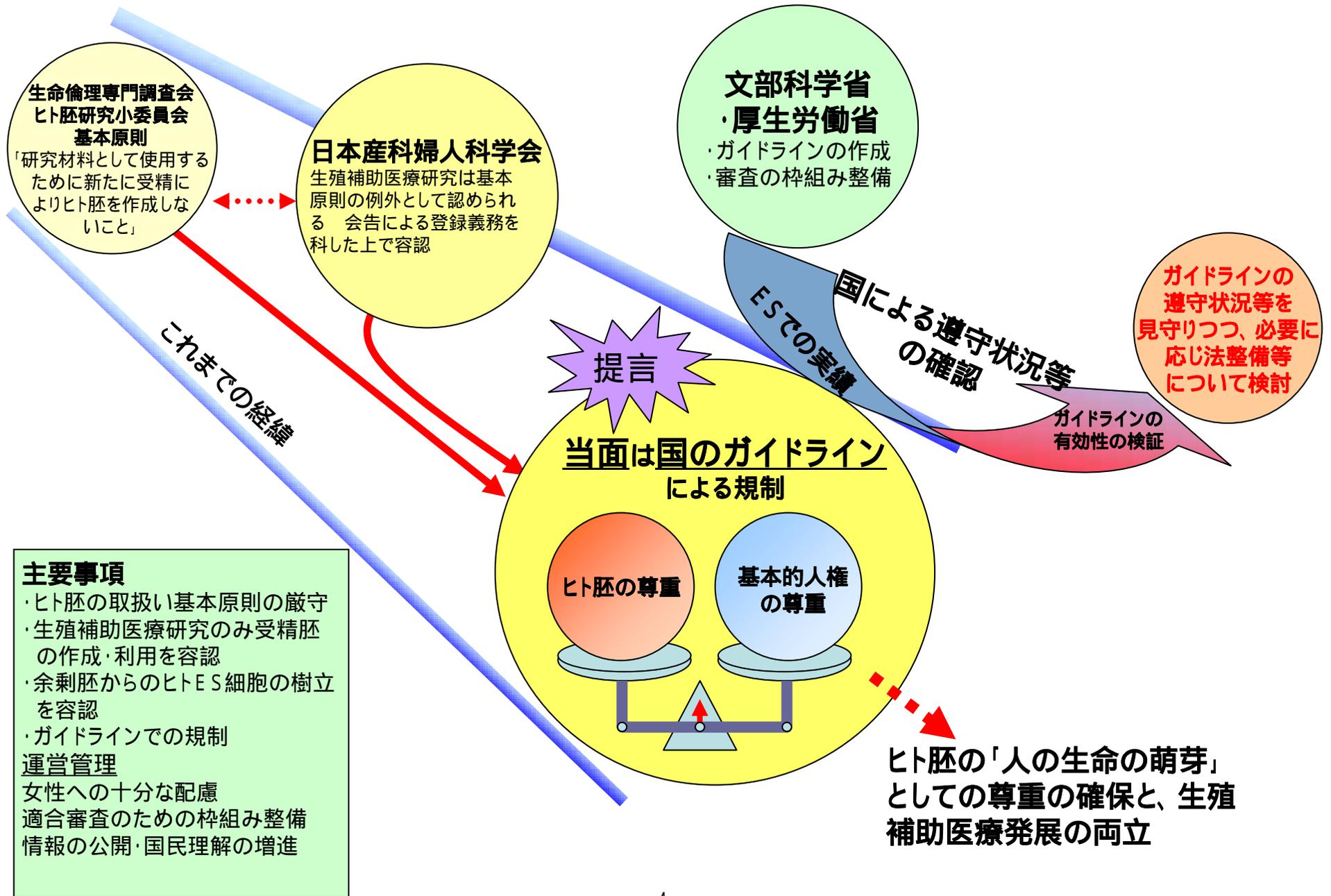
法律での禁止に加え、厳しい
枠組みのもとで研究されるため
クローン人間が生まれることは
ありません



人間の道具化・手段化

卵子提供者などへの十分な
配慮を前提としており、人間
を治療のための道具として扱
うことはありません。

体制の展開について： 受精胚の作成・利用



体制の展開について： クローン胚等の基礎的研究

